

令和2年度第2回教育委員会定例会会議録

1. 日時 令和2年5月28日 午後3時00分

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長	和田 修
教育長職務代理者	大坊 一男
委員	掛川 はるな
委員	齊藤 学
委員	漆原 祥子

4. 説明のために出席した職員

学校教育課長	田中 館和 昭
子ども課長	田村 昭弘
共同調理場所長	村松 康志
学校教育課長補佐	田村 琢也
学校教育課総務係長	照井 和歌子

5. 開会

午後3時00分、令和2年度第2回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

5月28日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第17号「令和元年度矢巾町一般会計補正予算第10号の専決処分に係る報告（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

7ページの歳入の部分、教育振興費補助金のところが減になっておりますが、要保護児童生徒、及び特別支援教育の実際の人数に合わせて減額したところであります。

8ページの被災児童生徒就学援助補助金についても、同じく実際の人数に合わせて減額したところでございます。以上でございます。

○学校教育課長補佐

私の方から、7ページの文化財関係国庫補助金の減につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、文化資源活用事業費補助金の減ということで66,000円減額になっている訳でございますけれども、9ページに歳出でありますけれども、文化

財保護事業の減 132,000 円、これの 2 分の 1 の歳入減ということで 66,000 円が減額になったということでございます。そして歳出の部分でございますけれども、132,000 円の内訳につきましては、消耗品費が 4,000 円の減、加工用原料費が 128,000 円の減でございますけれども、加工用原料費につきましては補助金を活用しまして、革甲冑の作製をしたということで 10 着作ったということでございますけれども、革を買って作った訳ですけれども、その革代金が予定よりも少なかったということで 128,000 円の減となったという内容でございます。ちなみにこの革甲冑の作製につきましては外注ではなくて、文化財の発掘作業員の方々にお願いして 10 着作ったという内容でございます。以上です。

○共同調理場所長

6 ページをご覧ください。繰越明許費補正ということでございます。共同調理場維持管理事業 660,000 円ということで、これは令和元年度の 3 月補正でついた予算でございます。調理場の 2 階にある冷暖房のエアコンの室外機が故障しておりましたのでその修繕のための費用でございましたけれども、3 月中には工事ができないということございまして、年度を繰り越したものでございます。そして令和 2 年度において、既に工事が完了しております。以上です。

○教育長

報告第 17 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第 18 号「矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例について、5 月 1 日の 5 月会議で可決いただきました。内容につきましては、国では地方公共団体における学校給食費の公会計化を推進している訳なんですけれども、本町ではそれを後期計画の基本計画に位置付けまして、令和 4 年度からの移行を目指しておりました。ただ、本年に入り新型コロナウイルス感染症が国内で蔓延している状況を鑑みまして、矢巾町で従来やっておりました、保護者が学校給食費を地区集金するやり方は対面での接触があるということで、当時は 8 割の接触減をしなければならないということを政府から言われておりました。そういったことから従来の集金方法は困難であると判断をいたしまして、とにかく必要な項目だけを盛り込んだもので作って、前倒しで実施したいということで制定することにしたものです。主な内容ですけれども、町が公会計として学校給食を実施すること、それから学校給食費を町の収入として町長が定めた期間の納期限で徴収することを規定しているものでございます。この条例によりまして、一般会計の歳入に学校給食費、歳出に食材代である賄材料代を計上しているところで

ございます。ということで、公会計化について説明したいと思います。議会の全員協議会で説明した資料なんですけれども、本来であれば教育委員会に諮って、そして公会計化をやるということを皆さんの承諾を得て進めるべきものではありましたが、そういったひっ迫した状況だったので、4月17日に地区集金は止めるように、5月1日に議会があるからそれにかかるように、といったタイトな日程で公会計化を実現することを迫られましたので、会議を開くいとまがなく、報告という形になったことに対しまして誠に申し訳ございませんでした。この場を借りてお詫び申し上げます。公会計化についてですけれども、背景と必要性について、学校給食費はまず保護者が負担することとなっておりますが、先ほどから申し上げておりますけれども、本町は保護者による地区集金で各戸を訪問して集めて、そしてそれを学校給食運営委員会の口座に入金しています。その口座の管理は共同調理場で行っているといういわゆる私会計方式でございます。ただ、以下のような課題があります。学校給食費の集金依頼、食材の購入、支払いは共同調理場で行っていますけれども、法的な管理者が明確にされていないということと、臨戸しての集金は集金担当者に大きな負担をかけているほか、現金を直接取り扱うことは安全管理上の課題があるということです。それから3番目として、何らかの理由で集金ができなくなった場合に、今回のように食材業者への支払いが遅延することが考えられるといったデメリットがございます。以上のことから、現在の学校給食費の集金・管理方法を見直して、町の予算に計上するという公会計方式に移行したというものでございます。イメージ図をごらんください。左側が従来です。児童生徒の保護者がまず一番上において、給食費を地区の担当者が訪問で集金します。そして保護者がお金を預けます。そして集金担当者がそれを運営委員会の口座に入金する、その口座から共同調理場で食材業者に支払っているという流れになります。それが公会計化になることによりまして、児童生徒の保護者が地区の集金者を介さず、口座振替または納付書によって矢巾町の口座に直接お金を払うことになります。そして矢巾町から食材業者に支払うということになります。

公会計化の目的ということで4点書いております。まずは、コンプライアンスを確保できるということです。町の予算に位置付けることで、予算、決算、監査等、町の会計ルールに基づいた運用ができるということです。それから安全性の向上です。現金での取扱いを無くするため、安全性が向上するということです。3番目が、保護者の負担軽減と利便性の向上ということで、地区集金にかかる保護者の負担の軽減が図られるということ、それから口座振替で利便性の向上が図られるということです。それから業者に対しても、予算上に賄材料費というのが計上されておりますので、たとえ給食費の納入が遅延しても食材料費は支払うことができるといったメリットがございます。こういったことを踏まえ、拙速ではございましたけれども、公会計に移行したという経緯でございます。以上、報告とさせていただきます。

○教育長

今の説明の中で、公会計化に踏み切った経緯についてですけれども、コロナウイルス対策、緊急事態宣言下の中で、今までのような給食費の徴収方法、保護者の対面方式ということができない状況になったと。このできない状況がいつまで続くかという見通しがなかったという中で、保護者に不安を与えることを続けることはできないと

いうことの中で、何か方法はないかと考えたときにこの公会計化を前倒しして進めて、そして口座振替にするという方法をとるということが一番この状況の中では最適であるという判断のもとに進めたということですので、所長の説明だと過激な部分があるので、そこについては訂正させていただきたいと思います。

○教育長

報告第18号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○掛川委員

この制度の改正についてですけれども、概ねやはり保護者からは歓迎の声の方が多いです。ただ、ちょっと連絡が遅いといえますか、こういう経緯だったので仕方がないと思うのですが、実際もう地区で集め始めたところもあつたりしていたのが事実でした。あと心配なのは、今お金を払っていない状態で美味しい給食を食べさせていただいているのがとてもありがたいのですが、その払っていない部分をどの段階でまとめて払わなければならないのかとか、そういうことを心配している保護者の方も多いので、どのように進んでいくのかなというのが心配です。

○共同調理場所長

これに対しては規則のところに触れますけれども、実は今日、各保護者の皆さんにお渡しする書類作成の作業をしております、明日各学校に持って行こうかなということで今動いております。ですので、明日か来週早々には各保護者のもとには届くかなと思っております。その中で口座振替、納付書とも9月からの納付ということで、どうしても口座振替を行うためには金融機関との調整に時間を費やす、あるいはシステム改修に時間を費やすということがありますので、どう頑張っても最短で9月ということになります。本来であれば4月から1月という10回でやっておりましたけれども、1月までだととても回数が少なくなって1回あたりの負担が大きくなるので、今年度に関しては、9月から3月までの7回で納めていただくということを考えております。そういうことを書類に記載しております。ということで、近々ご連絡がいくと思います。何か不明な点がありましたらご連絡をお願いしたいと思います。

○教育長

確認だけでも、いわゆる班集金をしないでそれに代わる方法でということについての連絡というのは保護者の方にはしていなかったのですか。

○共同調理場所長

しておりました。班集金はしないということで連絡をしておりました。

○教育長

それはいつの時点だったか覚えていますか。

○共同調理場所長

4月20日から説明会がありましたので、説明会が始まる前の週の金曜日に各学校にお願いしてメールでお知らせしておりました。

○教育長

その前に集金を始めていたところもあるということですよ。

○掛川委員

そうですね。今までの慣例で今の時期からやろうという風にやっていた人たちが実

は多かったのかなと思います。ただ、覚えているのは、小学校からは何回かお手紙がきて、「集めてください」から「集めないでください」になった手紙がきていたんですけど、中学校の方からは来ていなくて、小学校にもお子さんがいる方だと小学校ではこう来ているのに中学校では来ていない、みたいな感じなのが実際ちょっとあったかなというのがあります。中学校に問い合わせをしたその日に手紙が来てるという感じだったので、何人かそういうのがあったかなと思います。

○教育長

申し訳ございませんでした。その遅さという部分ですね。できるだけ説明会に合わせた時期ということでこちらも考えたつもりでしたが、今までどおりで早めに早めということで、いろんな形でこの集金を使われている班があって、いわゆるコミュニケーションの場だとか、あるいは情報共有の場だとか、いろんな形で使われている人もいたのですが、いずれコロナのこういう状況の中でやはり対面式とか、集まってということとはできないだろうということで考えたものでしたので、申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

○教育長

報告第18号について、ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。
〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第19号「令和2年度矢巾町一般会計補正予算第1号（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

申し訳ございません、一点、資料の訂正をお願いいたします。17ページでございますけれども、教育委員会関係のところには下線を引かせていただいていたのですが、一箇所下線が漏れておりまして、「2歳入」の学校給食費負担金のところですので下線を追加していただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

20ページをお開きください。今回の令和2年度の一般会計の第1号の補正予算は新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算となっております。まず、児童生徒各種大会参加費補助金の3,280,000円の減でございますけれども、こちらは全国大会や東北大会などが感染症の関係でかなり中止が発表されていまして、まずはここを減にしまして、それらをもとに他の事業の方に振り分けたものでございますが、特にこの参加補助金を減にして、学校適応支援事業の増ということで、各学校に国の予算でつくべき教員とかもなかなか今年はつかなかったということもありましたし、あるいはゴールデンウィークのときに二日間休んだりしましたし、3月も半月くらい休校したのですけれども、学校の児童生徒のサポートをやらなければいけないということで、3名分の予算をここで確保しております。実際に配置した学校といたしまして

は、徳田小学校、それから矢巾中学校、矢巾北中学校にそれぞれ1名ずつ追加で配置しておりますので、既に配置している適応支援員ですとか特別支援教育支援員と合わせて18名の配置となっております。それから小学校、中学校の保健衛生事業の部分でございますが、各学校で感染症対策として消毒液ですとかそういった衛生用品を買うために予算を増額したものでございます。以上でございます。

○子ども課長

歳入の国庫支出金の子育て世代への臨時特別給付金給付事業費補助金35,130,000円の増、同じく事務費補助金2,738,000円の増ですけれども、4月20日に緊急経済対策が閣議決定されまして、5月1日に臨時議会に提案した訳ですけれども、中学生までの子ども1人に10,000円を児童手当に上乗せして給付するという事業になりますけれども、これは国庫補助が10分の10です。歳出で説明させていただきますけれども、子育て世代への臨時特別給付金なんですけれども、一般職員給与費から委託料までは事務費になりますけれども、給付金35,130,000円、3,513名のお子さんに10,000円を給付するということで見込んでおります。あとで子ども課関係の資料で説明させていただきますけれども、歳入歳出同額で計上したものでございます。

○共同調理場所長

17ページをご覧ください。先ほど一般会計に歳入歳出を計上することになるということで申し上げました。そのうちの歳入の部分でございます。学校給食費負担金、これがいわゆる学校給食費でございます。小学校が171回×273円、中学校が170回×314円という単価で計算しているものでございます。プラス教職員とか調理場の職員の分の給食費も合わせて計上しているところでございます。そして、14款国庫支出金のところで学校臨時休業対策費補助金375,000円の計上があります。これは令和2年3月2日から春季休業の前日まで全国的に学校がお休みとなりまして、その間給食を提供できませんでした。そのことによって、本来発注していてキャンセルができなかった食材に関して違約金を支払いなさいということが文科省から通知がございまして、矢巾町では牛乳と、パンに使う小麦、それからパンの包装代の3つについてありました。歳出でも出てきますけれども、約500,000円という金額がございまして。これに対して国が補助しますよということで、4分の3補助していただけることになっております。それがこの375,000円でございます。なお、4分の1は町の負担になりますけれども、これに関しましてもその10分の8は特別交付税で措置されるということになっておりますので、町の持ち出しはほとんど少ないものとなっております。18ページをご覧ください。雑入です。ここにある3項目につきましては、私会計時代に雑入として算入していたものを載せたものでございます。とり肉を使った給食を出したときにもらえる助成金、それから岩手産の牛肉を使った給食を出したときにもらえる助成金、それから廃油の回収金ということで業者が毎週のように廃油を回収していきますのでそのときの売上になります。それから、米消費純増対策事業補助金というのは米を給食でいっぱい使ってもらっているということでJAからいただいているものでございます。

それでは歳出の方でございます。21ページをご覧ください。共同調理場管理運営事業の増ということで、調理場で使う各種の消耗品費1,800,000円を計上しております。

それから口座振替の依頼書を作成するための印刷製本費、そして賄材料代というのが食材を支払うための代金でございます。それから手数料ということで、これは口座振替関係の手数料だったかと思っております。それから、学校給食運営費補助金ということで7,138,000円を計上しておりますけれども、これは当初予算でも計上しております、合わせて10,000,000円になります。実は、公会計になったのは5月1日からなので、4月分は私会計で支払わなければならないということで、私会計では給食費を集めておりませんので食材費を支払うことができないということで10,000,000円の、正確には9,300,000円ほどなのですけれども、4月分の食材費を運営費補助金として私会計に補助していただくための補助金でございます。これにつきましては、私会計が無くなった暁には一般会計の方にお返しすることになります。それから違約金とございますけれども、これが先ほど375,000円のもとになる、三者に支払わなければならない休業中のキャンセル料になります。以上でございます。

○教育長

一点確認です。19ページの子育て世代への臨時特別給付金3,513人分と言っていますが、これは何歳から何歳までの子どもが対象ですか。

○子ども課長

0歳から15歳に達した最初の3月31日までです。いわゆる中学校卒業までです。プラス、今回は新高校1年生になった子も含まれます。児童手当、プラス1学年となっております。その意味は、3月に学校が休校したので保護者と中学校3年生の子どもさんに負担をかけたということが理由になっているそうです。

○教育長

当初の人数と少し違っていたので確認をしました。

○教育長

報告第19号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第20号「矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

23ページをご覧ください。これは、条例の第3条で「町長が別に定める」という規定がございますので、町長が定めなければならないものを規定しているものでございます。まず第2条では、定義ということで給食費を負担する者は誰かということをも第1号で規定しております。第2号では、年間提供日数ということで一つの年度で学校給食を提供する日数ということで規定しているところでございます。そして第3条で給食費の額を規定しております。簡単に言いますと、小、中、そして共同調理場の職員という風に分けまして、一食単価、それぞれありますけれども、それに年間提供日

数、調理場に関しては調理をする日数を掛けたものがその年の給食費の額となります。そして、第5条において納期限、納期限は町長が定めることになっておりましたが、納期限を定めております。納期限は、25ページをご覧ください。別表（第5条関係）ということで、第1期から第10期ということで10回に分けて毎月月末ということで設定をさせていただいているところでございます。ただし、経過措置がありまして、令和2年度に限り学校給食費の納期限は第5条の規定にかかわらず、次の表のとおりとするということで、先ほどお話ししましたけれども、今年に限ってはいろいろ調整に時間がかかるということで9月からの開始ということにさせていただき、さらに1月までではなく、3月までの納期とするということを規定しております。第6条、第7条では、年間給食日数と、例えばインフルエンザで休んでしまって給食を停止した日数があるということで戻す金額がある人については調整もするというようなことも書いておりますし、あとは間違えて二重に納めたような場合には速やかに還付するというのを第7条に書いております。それから第8条では、学校給食費は民法上で取り扱う債権となりますので、いわゆる税金のように差押えとかということとはできません。最終的には訴訟に至る、そういったこととなります。民法にも定めてありますけれども、その場合私債権については、給食費は私債権というのですけれども、遅延損害金を徴することができるようになっておましてそれを載せております。遅く納めても何にもないというのではまずいので、やはり何らかの損害金が発生するということを敢えて載せているものでございます。以上です。

○教育長

報告第20号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第21号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第21号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第22号「職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

29ページをお開きください。総務課におりました2人の職員が教育委員会に出向になっております。あとの2人は新採用で、5月1日付けで採用になったものでござい

ます。続きまして30ページをお開きください。総務課から教育委員会に出向してきた2人ですけれども、学校教育課の課長補佐として、うちの課は課長補佐が2人制になります。高橋俊英が参りましたし、子ども課の方には佐藤通子が主任主査として子ども家庭支援係に配属になっております。なお、当課は今年度の事業が多くて、特にも1人1台端末の整備などのGIGAスクール構想というのが、前にもご説明しましたけれども、これが令和5年度までに整備する予定だったのが、コロナの関係で今年度1年で整備すると、4年間のものを1年間でやるということになってすごく膨大な業務量になりますので、その補強を込めまして1人増となっております。以上でございます。

○教育長

報告第22号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事に入ります。議案第1号「令和元年度教育委員会事務事業点検評価について」、続いて関連するので一緒にやってよろしいでしょうか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

それでは、議案第2号「令和2年度教育委員会事務事業点検評価の成果目標について」と、この2つについて事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

私の方から議案第1号と第2号についてご説明いたします。まず33ページをお開き願います。評価につきましては、内容につきましては省略させていただきまして、私の方から33ページの「教育委員会の評価の考え方」というところをご説明させていただきます。元年度の評価につきましてはですけれども、大きく変わったというのがこの評価の考え方でございます。昨年度の評価につきましては、この評価区分、今回はAが「目標を達成できていると同時に事業成果が見られる」という表現でございますけれども、昨年度はA評価の部分については「目標達成できている」、B評価については「概ね達成できているが、改善を要する」、C評価につきましては「次年度以降の課題を要する」という形で昨年度は評価をしておりましたけれども、今年度はここに書いてあるとおり、A評価が「目標を達成できていると同時に事業成果が見られる」、B評価が「目標を達成できている」、C評価が「目標の一部が達成されておらず、次年度以降の課題を要する」というような評価の基準となりました。これにつきましては、議会等でいろいろ評価の関係でご意見をいただきまして、その後に我々内部で協議いたしまして、この評価を再度見直しましょうということでこのような形になりました。その結果、今までであれば昨年度目標に対して、例えば会議を何回開催すると

かというものの、要するに目標をクリアすればA評価として昨年は評価しておりましたけれども、今年度は達成できているだけであればB評価と、達成していると同時に事業の成果が見られるものについてA評価という形になりましたので、今年度の評価は昨年度に比べてA評価が減って、B評価が増えているような内容になっております。そのような形で元年度の評価をしておりますので、昨年度と変わったところというところがございます。あとは、59ページでございますけれども、こちらにつきましては令和2年度の主要事務事業の成果目標に関する説明書ということで、目標値をこちらの方に掲げております。こちらにつきましては、矢巾町学校教育推進計画の施策の体系の見直し等によりまして、元年度に比べて内容が一部変わっておりますので、その内容に沿って主要事務事業、成果目標に関する説明資料等の重点施策、具体的施策、主要事務事業等について見直しをしております。昨年度の評価を受けまして、令和2年度の目標値、具体的な施策の要するに統合とか追加というのも一部ありますので、こちらの方が昨年度と変わった内容という形になっております。以上でございます。

○教育長

事前に資料が各委員さんに配布されているものでありますので、ご覧になっていたということをご前提に話をさせていただきます。まず、そういう状況の中で変わったところがあるということをご踏まえながら、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○齊藤委員

34ページなのですが、私のところの職業が会社員になっておりますけれども、今無職でございますので、修正していただければと思います。

○学校教育課長補佐

申し訳ありません。

○齊藤委員

それからもう一つ、40ページなんですけれども、学習定着度の状況ということで県平均に対する矢巾町の学力の平均値が出ているみたいなのなんですけれども、小学校が平均より高く、中学校になると県平均より落ちるようになっておりますよね。逆だったらいいと思うのですが、中学校になって落ちてくるというのは、何か、例えばクラブ活動とか何か要因が考えられるのだろうか。40ページの一番下に「わかる授業」というのがあるみたいなのなんですけれども、授業の内容がわかるというのが、中学校で75%というのは4人に1人はわからないということになると思うのです。この資料から察すると、授業の内容が4人に1人は中学生はわかっていないのかなと理解したのですけれども、それに対する対応というか、中学校の基礎学力を向上させるために大学生のサポーターを入れるとかいろんな策は練られていると思うのですが、その基礎知識を身に着けられない、何か違った理由がもしあるとすれば、もう少し何か考える必要があるのではないかと考えたのですけれどもどうなのでしょう。簡単には言えないでしょうけれども。ちょっと気になったのは、1%とか2%の違いは大した話ではないと思うのですが、その授業の内容がわかるというのが100人中75人だとすればですね、ちょっとここが問題なのかなと。もう少しやはりわかる授業を考える必要があるのかなという風に思いました。

○教育長

このことについては、小学校、中学校の両方を経験した私として、小学校の場合は比較的子どもたちに対する指導が行き渡りやすいというか、この問題に対応しての補充とかそういったことも可能な訳ですけれども、中学校になったときに広範囲になるといったことと、それからやはり子どもたちの成績の格差が開いていきます。その格差のためにどうしても平均になると下がっていくというところが、矢巾町の場合には見受けられます。これは全県的にも同じなのですけれども、でも底辺を上げていくということのために今、基礎学力云々、そういったことを含めてがんばろうということをしています。例えば都会の方で、そういったことがどうしてないかという、そういったことを含めて塾とかいろんなものでサポートされているので、学校でがんばらなくてもそっちの方でがんばるといえることが出てきます。盛岡も同じような状況が出てきますし、矢巾の場合はちょうど半分半分だと思います。通っている子、通っていない子、あるいはそれに対応することができる、これが学校でそれをできるようにしなければいけないということで、よりそれは課題だと思っています。

○齊藤委員

地域性というか、矢巾町の独特の、古いのと新しいのといろいろあるでしょうから、一様に画一的にやるというのは親の考え方もあるでしょうから、クラブ活動で一生懸命やるという必要性も当然あるとは思いますが。

○教育長

あとは「わかる」ということのその意味ですね。小学生がわかるということと、中学生がわかるということのその意味合いもちょっと違ってくると思います。

○齊藤委員

だけれどもちょっと理解しにくいのですけれども、一言では簡単には言えないということでしょうか。

○教育長

それぞれの見方・考え方が出てくるので、数字でというか、点数でどうのこうのではないので。いずれ課題があるところでございます。ありがとうございます。

○教育長

議案第1号及び第2号について、ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。
〈全員なしの声〉

○教育長

もし何かありましたら、気付いたことがありましたらその都度教えていただいて、こちらでも対応していきたいと思っております。

○教育長

それでは、お諮りいたします。議案第1号「令和元年度教育委員会事務事業点検評価について」、及び議案第2号「令和2年度教育委員会事務事業点検評価の成果目標について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第2号は原案のとおり承認することといたします。

10. その他

○教育長

6. その他に入ります。報告（1）町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（1）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（2）子ども課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○子ども課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（2）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（3）学校給食共同調理場運営状況について、事務局より説明をお願いします。

○共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

校長会議の日程が変更になりました。6月8日と記載しておりますが、6月23日に変更となりましたので訂正をよろしくお願いいたします。

○教育長

その他ございませんか。

○学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策に関連した学校の動きをご報告させていただきたいと思います。まず先月の教育委員会議の日に各学校に出した通知で、大型連休中に県立学校の方でゴールデンウィーク中の4月30日と5月1日を休業にするという方針が県から出されたのですけれども、それに合わせまして本町の小中学校も同様に4月30日と5月1日を臨時休業として全校ともそのようにしております。その後、緊急

事態宣言が拡大されたりなどしたのですが、最終的に先日すべての緊急事態宣言が解除となりましたので、それに合わせまして昨日、各学校に出した通知といたしまして、これまで児童生徒、あるいは教職員、それから同居の家族とかが例えば東京とかに一泊した場合に出席停止とかをしておりましたけれども、そういうものを撤廃いたしまして、いずれ家族全員の体調管理は引き続きやっていただくのですけれども、以前のように強くは行わないという風にいたしましたし、部活動につきましても、部活は4月から再開はしておりましたけれども、対外試合は禁止しておりましたが、まず盛岡広域の中の学校であれば対外試合を認めるという風にしましたので、早いところでは今週末くらいから対外試合の方は始まるのではないかと考えております。以上でございます。

○教育長

それに関連して、部活動の発表の場ということで、運動部の方は今日の岩手日報にも掲載されておりましたけれども、紫波地区ということで紫波町と矢巾町で地区中体連の中総体をするということとなります。ただ、その場合でも競技として成り立たない場合があります。これは柔道とか剣道とか、より接触があったりとかですね、様々なことで配慮ができないものについては競技できない場合もあるということで、それを今調整をしているところでございます。いずれそういう形で、何とか子どもたちの発表の場、これは運動部だけではなくて文化部についてもどうにかできないかということで調整をして、これからもしていきたいと考えております。

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後4時15分)

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

令和 年 月 日

矢巾町教育委員会

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員